

## 審査基準整理票

処 分 名	公共下水道事業受益者負担金延滞金の減免		
根 拠 法 令 名	大津市公共下水道事業受益者負担に関する条例 (昭和46年条例第41号)		(条項)第14条の2
基 準 法 令 名			(条項)
所 管 部 署	企業局	下水道施設課	業務管理グループ
標 準 処 理 期 間	14日	法定処理期間	—日
<p>【審査基準】 ・文書の名称【 】</p> <p>・掲載図書等【 】</p> <p>・内 容 <input checked="" type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>受益者負担金の延滞金を減免できる場合は、次の各号のいずれかに該当するもののうち公営企業管理者が必要と認める者に限る。</p> <p>(1) 受益者が生活保護法の規定による被保護者であるとき、又はこれに準ずる家庭状況にあるとき。</p> <p>(2) 受益者が震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にあったとき。</p> <p>(3) 前各号に該当する場合を除くほか、特に必要と認めるとき。</p> <p>参 考</p> <p>[根拠法令]</p> <p>大津市公共下水道事業受益者負担に関する条例 (延滞金)</p> <p>第14条の2 公営企業管理者は、第9条第3項の納付期限までに負担金を納付しないものがあるときは、延滞金を徴収するものとする。ただし、受益者が納付期限までに負担金を納付しなかったことについて、やむを得ない理由があると認めるときは、その申請に基づき、延滞金を減免することができる。</p>			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。